

2008年6月13日

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等のあり方に関する懇談会
の報告書案に対する意見書

1. V-LOWにおける「地方ブロック向け放送」が、何故「デジタルラジオ」と表記されているのでしょうか。V-HighとV-Lowでできるサービスの内容は、差はないはずなのに、「デジタルラジオ」と名づけていることは、既存のラジオ事業者の利権を確保継承することを示すものと読み取られかねません。単なる音声サービスや、アナログのラジオ放送のサイマル放送程度に、貴重な周波数を使わせることは、国民の貴重な財産である電波を浪費することと同等と考えます。既存事業者を特に排除する必要はありませんが、既存事業者の古めかしい番組に、ほんの少し化粧を施した如きサービスを中心とするものではないことを明確にするためにも、「ラジオ」という名称を全て削除すべきです。
2. 同様に、NHKの扱いが不明確であり、受信料の無駄遣いとなりかねません。NHKの参加の仕方は極めて限定的に列挙すべきで、ハード事業者になる資格がないことを明記するべきと考えます。
3. 一方、NHKの既存の送信設備は、VHFのLOWであることが多いと推測されます。もともと国民が納めた受信料で投資をしたものなので、恣意的な利用は許されるものではありません。誰がハード事業者になっても、NHKの送信設備を安価に活用できるように義務付けをすることが、国民の利益になります。NHKの設備の活用にあたっては、透明性を確保できるよう、NHKの開放義務を明記するべきです。
4. ハード事業者とソフト事業者を分離することが可能である記述がありますが、この制度は是非導入すべきであると考えます。ハード事業者はある程度公共的な性格を持つので、社会基盤を担う企業が共同して、迅速な整備を行うべきであり、一方でソフト事業者も一定の資格や能力、実績によって制度的に「事業者認定」を行うべきであると考えます。ソフト事業者は、過当競争にならない程度の適度な競争状態をつくり、コンテンツや電波の独占が生じないように制度的に担保するべきです。
5. 上記1の理由により、アナログ音声放送を転用したサイマル放送は、原則として禁止して頂きたい。新しい放送サービスでなければ、意味がなく、アナログは停波しないのだから、古いサービスはアナログで継続するように規制するべきです。

6. ARIB で標準規格をガチガチに決めるのは、新しいサービスの開発を阻害する要素が含まれることでもあります。ARIB がある故に、テレビやラジオは、今日の十年一日の如き停滞を招いた部分も否めません。規格を決める範囲は可能な限り限定し、多くの部分を事業者の自主規格に任せる制度とすべきです。ARIB は民間の規格ではありますが、そういう制限自体を許してはいけない規律を、行政が確立すべきです。
7. 周波数の割当は、できるだけ民間に任せる柔軟性が不可欠です。認定計画制度に準ずる制度が検討されていますが、絶対に導入すべき制度であります。
8. 放送も通信も公序良俗に反しないサービスであることが求められるのは当然ですが、それ以外の部分では、可能な限り自由にサービスを組み合わせられるような制度にするべきです。具体的には、認定を受けたソフト事業者には、自らの責任の範囲でチャンネルをサブリースすることを認めることや、有料放送や無料放送を自由に組み合わせることを認めることなどがあります。規制はできるだけ事後的なものとし、事業の優劣は基本的に国民の選択に任せることが望ましいと考えます。

以上